

ライフカード会員規約（ローンカード）

第 1 章 一般条項

【貸金業務に係る指定紛争解決機関】

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 TEL. (03) 5739-3861

【反社会的勢力の排除について】

(1) 会員（連帯保証人を含む。以下同じ。）は、会員が現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことをライフカード株式会社（以下「当社」という）に確約するものとします。
①暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に暴力的な不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）。②暴力団員（暴力団の構成員）及び暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者。③暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的な不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）。④暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）。⑤総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）。⑥社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）。⑦特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、または暴力団との資金的繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）。⑧前各号に掲げる者（以下「暴力団員等」という）の共生者（暴力団員等の資金獲得活動に乗り、または、暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自らの利益拡大を図る者（暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者））。⑨その他前各号に準ずる者。
(2) 会員は、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを当社に確約するものとします。
①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③当社との取引に関して脅迫的な言動をし、もしくは暴力を用いる行為。④風説を流布し偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。
(3) 会員が(1)に該当し、もしくは(2)に該当する行為をし、または(1)に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社は会員に通知することなくカードの使用を停止し、または会員の資格を取消することができるものとします。この場合、会員は当社に対する未払債務を直ちに支払うものとします。
(4) (3)により会員の資格を取消した場合でも、当社に対する未払債務があるときはそれが完済されるまでは本規約の各条項が適用されるものとします。

【カード会員保障制度規約】

第 1 条 （カード会員保障制度の内容）
カード会員保障制度（以下「本制度」という）とは、ライフカード株式会社（以下「当社」という）が会員に発行するカードまたは会員番号・有効期限・セキュリティコード等（以下「カード情報」という）が、紛失・盗難その他の事由（以下単に「紛失・盗難」という）により保障期間中に他人に不正使用された場合において、会員が被る損害を当社が保障する制度です。

第 2 条 （保障期間）

(1) 本制度の保障期間はカード登録日から 1 年間とし、初日の午前 0 時から末日の午後 12 時に終わります。
(2) 本制度は、カード会員資格存続中は毎年自動更新となります。

第 3 条 （紛失・盗難届出と損害保障期間）

(1) カードまたはカード情報が紛失・盗難にあったときは、会員は直ちにその旨を当社及び最寄りの警察署へ届けるとともに、当社所定の届出書を提出するものとします。ただし、カード情報の紛失・盗難については、当社への通知で足りるものとします。
(2) 当社が発行したカードが未着であるときは、会員は直ちにその旨を当社へ連絡するとともに、当社所定の届出書を提出するものとします。
(3) 第 1 条により当社が保障する損害は、前述の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の 60 日以前に行われた不正使用による損害とします。

第 4 条 （保障されない損害）

次のいずれかに該当する場合、またはそれに起因してカードまたはカード情報が不正使用された場合、当社は保障の責を負わず、その損害の全部を会員が負担するものとします。
①会員の故意または重大な過失によって生じた場合。②会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用された場合。③他人に譲渡、貸与または担保差入れたカードまたはカード情報によって生じた場合。④会員規約に違反している状況において紛失・盗難が生じた場合。⑤カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。⑥戦争、地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難が生じた場合。⑦紛失・盗難の通知を当社が受理した日の 61 日以前に損害が生じた場合。⑧会員が当社の請求する書類を提出しなかつたとき、当社が行う被害状況の調査に協力せず、また損害防止軽減のための努力を行わなかった場合。⑨暗証番号の入力を伴う取引で損害が生じた場合。ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。⑩転売を目的とした商品購入、その他会員が現金取得を主目的としたカードショッピング利用等、社会的相当性を欠く利用を行った場合。⑪その他、会員が当社の指示に従わなかった場合。

第 5 条 （損害の保障手続き・調査）

(1) 会員が当社に損害の保障を請求する場合、会員は、カードまたはカード情報の紛失・盗難による損害の発生を知ったときから 30 日以内に被害状況等を記載した損害報告書、最寄りの警察署の被害届出証明または盗難届出証明等、当社が損害の保障に必要と認める書類を当社に提出するものとします。
(2) 当社または当社の委託を受けた者が、(1)の被害状況等の調査を行う場合、会員はこの調査に協力するものとします。
(3) 当社が必要な調査を終えたときは、遅延なく損害を保障するものとします。

【相談窓口】

本規約についてのお問い合わせ、当社に対するご相談、ご意見、苦情については、下記ライフカード株式会社におたずねください。

ライフカード株式会社
登録番号 関東財務局長(5)第 01481 号
カスタマーセンター／横浜市青葉区在田西 1-3-20 〒225-0014
TEL. 03-6840-3232（受付窓口/インフォメーションセンター）

【個人情報の取り扱いに関する同意約款】

第 1 条 （個人情報の収集・利用・保有）

(1) カード入会申込者（以下「申込者」という）及び会員（以下「会員」という）は、ライフカード株式会社（以下「当社」という）に対するクレジットカード申込み（申込みにより成立する契約を含み、以下単に「本契約」という）を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで、以下の各条項（以下「本約款」という）により収集・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカードご利用代金のお支払等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること、法令に基づき市区町村の要請に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること及び途上と信を含むものとします。
①当社が取得した申込者及び会員の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号（電話接続状況、接続状況調査年月日、転移先電話番号を含む。以下この条において同じ。）、メールアドレス、勤務先（お勤め先内容）、家族構成、住居状況等の属性に関する情報（本契約締結後に当社が申込者及び会員から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む）。なお、会員が法人である場合は、当社が取得した法人名、代表者名、所在地、電話番号等の法人識別情報。②本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、包括信用購入あっせんの手数料、毎月分割支払または弁済金（支払額）、支払方法、振替口座等、本契約の内容に関する情報。③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、債権譲渡等の情報等、会員との取引に関する情報。④本契約に関する会員の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、当社が取得した会員の資産、負債、収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況。⑤本契約の申込者が会員に相違ないことを確認するため、申込者から原本の提示または写しの交付を受けた運転免許証、健康保険証等の本人確認資料等に記載された本人識別情報（以下「本人確認情報」という）または審査資料に記載の情報、もしくは本人特定または所在確認のために当社が窓口に請求し自ら交付を受けた戸籍謄本、住民票等に記載の情報。⑥会員が当社との間で既に締結した契約がある場合、当該契約の申込み等をした事実及び当該契約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報並びに債権の回収や途上と信を通じて得られた情報。⑦お電話でのお問い合わせ等により当社が知り得た情報、及び映像、音声情報（個人の肖像、音声を磁氣的又は光学的媒体等に記録したもの）。⑧官報、電話帳、住宅地図等により公開されている情報。⑨会員のインターネット（当社アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴等の履歴情報、会員の位置情報、及びこれらの情報を分析の上、当社が把握する会員の興味・関心を示す情報。⑩上記①～⑨に規定する情報の変更後の情報及び付帯する個人関連情報。
(2) 申込者及び会員は、平成 23 年 7 月 1 日付けで株式会社ライフが当社を承継会社として吸収分割を行った後アiful株式会社に吸収合併されたことに伴い、申込者及び会員と株式会社ライフとの間の取引に関しアiful株式会社が発行している個人情報（アiful株式会社が発行したカード）を吸収合併した後において申込者及び会員から通知を受ける等により知った変更情報を含む）についてアiful株式会社から提供を受けて当社が利用することに同意するものとします。なお、本項でいう個人情報の定義は(1)に準ずるものとします。
(3) 会員は、当社と本契約に定める加盟店（以下「加盟店」という）が本契約に基づく立替精算、キャンセル精算、法令に基づく中途解約に伴う精算、加盟店との加盟店手数料等の精算のため、(1)①～③の個人情報を利用することに同意するものとします。
(4) 当社の企業ブランドと共に当社の提携先企業の商品ブランドをあわせ表示したクレジットカード（以下「提携カード」という）を申込みの場合は、当社及び提携カードの提携先企業（その親会社、関連会社、提携会社を含み、以下「提携先企業」という）が会員に対し付与するポイントサービス、その他の提携カードに付帯するサービスを

当社及び提携先企業が共同して提供するために必要な範囲内で(1)①②の個人情報を共同して利用することに同意するものとします。

(5) 当社が保有する個人情報には、本申込み時に申込者から受領した情報（当社 が当該申込みを否決した場合）及び本契約が終了し、または会員が完済した後の情報を含むものとし、当社が一定期間利用することに同意します。

第 2 条 （個人情報の利用）

会員は、当社が下記の目的のために第 1 条(1)①②の個人情報を利用することに同意します。
①当社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するサービス。②当社の事業における市場調査、商品開発。③当社の事業における宣伝物・印刷物の送付、送信等の営業案内。
※当社の事業とは、クレジット事業（クレジットカード事業を含む）、融資事業、保証事業、集金代行事業、生命保険の募集、損害保険の代理業、加盟店・提携先企業・その他事業者の営業案内等を当社の営業案内等に封入し送付する事業等です。当社の具体的事業については当社ホームページ(https://www.lifecard.co.jp)でお知らせしております。

第 3 条 （信用情報機関が保有する信用情報の利用及び信用情報機関への信用情報の提供）

(1) 当社が申込者及び会員の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者に提供することを業とするものをいう）及びこれと提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」という）に提供し、申込者及び会員に関する信用情報（③①に定める情報。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会することに同意します。また、当社がこれら信用情報機関から信用情報の提供を受け、申込者及び会員の支払能力・返済能力の調査のために利用することに同意します。
(2) 当社が申込者及び会員の本人契約に基づく下表に定める信用情報を当社が加盟する信用情報機関に提供し、これらの信用情報が当該信用情報機関において下表に定める期間保有され、③に記載のとおり利用されることに同意します。

当社が提供する信用情報	登録期間
①本契約の申込みに係る事実（本人を特定するための情報及び申込みの事実）	当社が信用情報機関に照会した日から 6 か月間
②本契約に係る事実（本人を特定するための情報及び本契約に係る客観的な取引事実）	契約期間中及び契約終了後 5 年以内
③上記、本契約に係る事実 に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合	契約期間中及び契約終了後 5 年間

登録情報	登録期間
①本申込みに基づく個人情報（本人を特定する情報ならびに申込日及び申込商品種別等の情報）	当社が個人信用情報機関に照会した日から 6 か月以内
②本契約に基づく個人情報のうち本人を特定するための情報	契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間
③本契約に基づく法人を特定するための情報（会員が法人である場合に限る）	本人を特定する情報、契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間
④契約内容及び返済状況に関する情報	契約継続中及び契約終了後 5 年以内
⑤取引事実に関する情報	契約継続中及び契約終了後 5 年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1 年以内）

(3) 申込者及び会員は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟事業者による申込者及び会員の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、及び加盟事業者に提供することに同意します。
①当社が加盟する信用情報機関は、[a]上記(2)により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報、[b]信用情報機関が収集した[a]以外の情報を保有します。また、株式会社シー・アイ・シーは[c]信用情報機関が保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報及びその関連情報を保有します。
②当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を以下のとおり利用します。
[a]信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理。[b]信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出。
③当社が加盟する信用情報機関は、信用情報（①[a][b][c]）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（①[a]）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。
(4) 当社が加盟する信用情報機関の名称及び問い合わせ電話番号は以下のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面（電磁的記録を含む）により通知し、同意を得るものとします。
①株式会社シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）
TEL.0570-666-414 https://www.cic.co.jp
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的及び利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。
②株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
TEL.0570-055-955 https://www.jicc.co.jp
⑤ 当社が加盟する提携信用情報機関の名称及び問い合わせ電話番号は以下のとおりです。
①【CIC・JICC の提携信用情報機関】
全国銀行個人信用情報センター
TEL. (03) 3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
②CIC と JICC とは互いに提携する信用情報機関です。
(6) 上記(2)により当社が提供する信用情報は、以下のとおりです。
①株式会社シー・アイ・シー（CIC）
申込者及び会員の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等）。申込・契約内容に係る情報（契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数、等）。支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用 残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等）。
②株式会社日本信用情報機構（JICC）
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、申込情報（申込日及び申込商品種別等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）、及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）となります。なお、会員が法人である場合は、上記に加え、本契約に基づく法人貸付情報（法人名、代表者名、所在地、電話番号等）。

第 4 条 （個人情報の提供・利用）

(1) 会員は、提携カードの場合において、当該提携先企業が、販売事業、サービス提供事業、その他上記第 2 条に記載の各目的（この場合において上記目的中「当社の事業」とするのは、「提携先企業の事業」と読替えます）のため、当社が第 1 条(1)①②の個人情報を提供し、提携先企業が利用することに同意します。
(2) 申込者が提携カードを申し込んだ場合において、カード契約が不成立となった申込者を対象に、提携先企業が ID カード・現金ポイントカード等（以下 ID カード等）というの発行を行うときは、提携先企業による ID カード等の発行業務のためにカード入会審査の結果情報及び第 1 条(1)①の個人情報のうち ID カード等の発行に必要な個人情報を当社が提携先企業に提供することに同意します。
(3) 上記(1)の提携先企業への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から 10 年間とします。上記(2)の提供期間は、カード契約不成立となった日から 6 か月間とします。
(4) 当社が、本契約に関する与信業務、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第 1 条(1)の個人情報を当該委託先企業に提供し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。

第 5 条 （個人情報の開示・訂正・削除）

(1) 申込者及び会員は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
①当社に開示を求める場合には、第 8 条記載のセンターに連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社ホームページ(https://www.lifecard.co.jp)でお知らせしております。②個人信用情報機関への開示請求は、第 3 条記載の個人信用情報機関に連絡してください。
(2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第 6 条 （本約款に不同意の場合）

当社は、申込者が本契約に必要な記載事項（カード入会申込書の表面で申込者が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本約款の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、本約款第 2 条による当社からの宣伝物・印刷物の送付、宣伝情報等の送信及び第 4 条による提携先企業から商品等の案内を行うことに同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約を拒否することはないものとします。なお、第 2 条に同意しない場合でも、当社が会員に対

して送付する請求書に同封される宣伝物・印刷物の抜き取りはできません。

第7条（同意の取消）

本約款第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の第2条による当社からの宣伝物・印刷物の送付、宣伝情報等の送信及び第4条による提携先企業への提供を中止する措置をとります。なお、第6条なお書きの定めは、本条でも同様とします。

第8条（個人情報の取り扱いに関する管理責任者及び問い合わせ等の窓口）

本約款第1条(4)に関する管理責任者は当社となります。また、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報管理責任者を設置しております(個人情報管理責任者役職等の詳細は、当社ホームページ(https://www.lifecard.co.jp)をご覧ください)。本約款第1条(4)並びに個人情報の開示・訂正・削除についての申込者及び会員の個人情報に関するお問い合わせや個人情報の利用・提供の中止、その他のご意見の申出は、下記のコセンターをお願いします。
カスタマーセンター／横浜市青葉区荏田西 1-3-20 〒225-0014
TEL. 03-6842-1339（受付窓口／インフォメーションセンター）

第9条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条及び第3条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第10条（約款の変更）

本約款は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとし、同意の取得もしくは適切な方法での通知または公表を行うものとします。

L I F E－W e b D e s k利用規定

第1条（利用規定）

(1) 本規定は、ライフカード株式会社(以下「当社」という)がインターネット上で提供するLIFE-Web Deskのサービス(以下「本サービス」という)の利用について、次条に従い利用登録が認められた者(以下「利用者」という)に適用されます。
(2) 利用者は、本規定のほか、本サービスについての「ご案内」、「ご利用上の注意」その他の注記事項または関連規定を遵守するものとします。

第2条（利用登録とID・パスワード）

(1) 本サービスの利用者は、当社または当社提携会社の発行するクレジットカードの貸与を受けた者・当社所定のサービス利用者（以下「会員」という)のうち、本規定を承認のうえ当社が定める方法により手続きを行い、当社が本サービスの利用登録を認めた者となります。
(2) 当社は、利用登録を認めた者に対し、利用者を特定し、本サービスを利用するためのIDを発行します。利用者は、利用登録の申請の際に自ら指定したパスワードを使用して利用登録を完了させるものとします。なおID及びパスワードは、当社が認めた範囲内で利用者が任意に変更できます。
(3) 当社は、ID及びパスワードの一致を確認することによりLIFE-Web Deskにログインした者を利用者本人とみなします。

第3条（本サービスの内容）

(1) 利用者は、利用登録申請の際に登録した商品によって提供される本サービスの内容が異なることを承諾するものとします。
(2) 本サービスの内容は、以下のとおりとします。

1.ご利用可能枠・残高の照会
2.ご利用代金明細照会
3. オンラインキャッシング申込み
4. 支払方法・利用可能枠等の変更
5. ポイントの照会・特典交換
6.Eメール配信
7. インターネットショッピング本人認証サービス
8. 属性照会・変更
9. その他のサービス
(3) 当社は、本サービスの内容を予告なく追加、変更または中止することがあります。その結果、利用者に不利益が生じても、当社は補償その他の義務を負いません。

第4条（ご利用代金明細書の郵送停止）

(1) 当社は、本サービスの利用登録によりご利用代金明細書の郵送を停止するものとします。ただし、当社が必要と判断または利用者が希望した場合は、郵送するものとしす。
(2) 利用者は、本サービスでご利用代金明細情報を閲覧し、これをデータ保存するものとします。なお、データ保存ができなかった場合は、当社に申し出るものとしまず。

第5条（利用者の管理責任）

(1) 利用者は、自己のID及びパスワードの使用、管理について一切の責任を負うものとし、そのID及びパスワードを用いてなされた一切の行為について、自己が行ったものとみなされることを承諾するものとします。
(2) ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤または第三者に使用されたことによる損害は、利用者の故意過失の有無にかかわらず、当社は一切責任を負いません。
(3) 利用者は、自己のID及びパスワードが使用されて当社または第三者に損害を与えた場合、自己の責任においてその損害を賠償するものとします。
(4) 利用者は、Eメールアドレスなど当社に申請した登録内容に変更があった場合、または自己のID及びパスワードが第三者に無断使用されていること、またはその恐れがあることが判明した場合、直ちに当社所定の届出を行うものとします。また届出がないことにより利用者並びに第三者に不利益や損害が発生した場合にも当社はその責任を負いません。

第6条（利用者の禁止事項）

(1) 利用者は、利用者として有する権利及びID等を、第三者に譲渡もしくは行使させてはなりません。

(2) 利用者は、前項のほか、次の行為を行ってはなりません。

1.本サービスの利用登録の際、虚偽の情報を送信・登録する行為。
2.本サービスの利用によって取得した情報を営業・営利目的に利用する行為、公序良俗に反する行為または法令に違反する行為。
3.他の利用者または第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為。
4.その他当社が不適当と認めた行為。
(3) 本サービスの内容、情報など本サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産等は、すべて当社その他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはなりません。

第7条（本サービス利用の一時利用停止・登録抹消）

当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、利用者の承諾なくしてIDの一時利用停止または利用登録を抹消できるものとします。

1.会員資格を喪失した場合。
2.本規定のいずれかに違反した場合。
3.本サービスの利用に際し必要とされる債務支払いまたは義務の履行を行わなかった場合。
4.ID・パスワードを連続してログインエラーとなった場合。
5.その他当社が利用者として不適当と判断した場合。

第8条（利用者に対するEメールによる通知・情報提供）

(1) 利用者は、当社に登録したEメールアドレスを、当社または提携会社等からの重要情報を含む事務連絡メールまたは各種サービス案内やキャンペーン等の通知・情報提供に利用することについて承諾するものとします。ただし、利用者は当社所定の届出をすることにより、事務連絡メール等の必要な通知を除くEメールによる情報提供の中止を依頼することができます。
(2) 当社に登録されたEメールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者、利用者とEメールアドレスを共有している者、または第三者に対して損害が発生した場合には、当社は一切責任を負わないものとします。
(3) 利用者は、第(1)項のEメールが適切に受信できるよう、プロバイダーまたは自己のEメール受信機の設定等を行うものとし、当社が当該Eメールアドレス宛への諸通知・情報を送信したときをもって、利用者に到達したものとします。

第9条（個人情報の取扱い）

(1) 当社は、利用者が登録した情報、本サービスの利用情報等を個人情報として厳重に管理し、次のいずれかに該当する場合の他は第三者に提供しないものとします。[a]あらかじめ、利用者に対して、取得方法、提供する目的、提供する個人情報の項目等を通知し、利用者の同意がある場合。[b]法令等に基づく場合。[c]人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難である場合。[d]公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難である場合。[e]国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

(2) 当社は、前項の個人情報を、次に記載する利用目的や顧客に有益と思われる情報提供に利用できるものとします。また、統計資料などに加工して利用できるものとしす。

[a]利用者の管理及び利用分析・集計のため。[b]宣伝情報の配信等当社の営業・サービス案内のため。[c]各種取引の申込み・問合せの確認・照会または連絡・回答のため。[d]市場調査、商品開発等のため。

(3) 利用者の個人情報を預託する場合がありますが、当該個人情報を預託する会社とは機密保持契約を締結し、利用者の個人情報を漏洩しないよう適切な管理を実施します。

(4) 利用者の個人情報については、開示を請求できます。開示の結果、その情報が誤っている場合には、訂正または削除を請求することができます。また、第(2)項の範囲内で利用者の個人情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、提供を中止します。請求・申出は下記にご連絡ください。

<お問い合わせ先>

カスタマーセンター／横浜市青葉区荏田西 1-3-20 〒225-0014

TEL. 03-6840-3232（受付窓口／インフォメーションセンター）

(5) お申込み・お問い合わせの内容によって、または必要な情報をご提供いただけない場合には、回答できかねる場合があります。また、必要に応じて再度情報の提供についてご確認させていただきます。

(6) クッキーやウェブビーコン等を用いるなどして、利用者が容易に認識できない方法による個人情報の取得は行っておりません。

(7) 取得した個人情報については、漏洩、滅失またはき損の防止と是正、その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

第10条（免責）

(1) 当社は、本サービスの利用に関し、その内容、情報等の完全性、正確性、有用性その他いかなる保証も行いません。また、本サービスにおいて、当社が採用する暗号技術を含めたシステム上の安全対策等は、当社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等を保証するものではありません。
(2) 当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、一切責任を負いません。
(3) 利用者がIDもしくはパスワードの使用または認証により当社が認める販売店(以下「加盟店」という)から商品・サービスを購入する場合、当該取引きは利用者とは加盟店との間で行われるものであって、当社はこれに関与するものではありません。当該取引に関する商品の瑕疵、不着、サービス内容の不備等の苦情並びにこれらに起因して生じた損害については、すべて利用者とは当該加盟店との間で解決するものとし、当社はこれについて何ら責任を負うものではありません。

第11条（本サービスの一時停止・中止）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、利用者への事前通知または承諾なくして、本サービスを一時停止または中止できます。

1.システム保守その他本サービス運営上の必要がある場合。
2.天災、停電その他本サービスを継続することが困難になった場合。
3.その他当社が必要と判断した場合。
(2) 当社は、本サービスの一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

第12条（本規定の変更）

(1) 当社は、利用者への事前通知または承諾なくして、本規定を随時変更することができるものとし、利用者もこれを承諾します。

(2) 利用者は、本規定の変更後、本サービスを利用した時点で、変更内容を承諾したものとみなします。

第13条（準拠法）

本規定の効力、履行及び解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第14条（合意管轄裁判所）

本サービス利用に関する紛争について、利用者と当社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず利用者の住所地または当社の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

No	規約番号	名称	キャッシング利率	特約
L1	19011	ライフローンカード(SLC)	18.00%	
L2	20120	ライフローンカード Yours	9.80%～17.80%	
L3	20440	ライフローンカードビジネス	7.80%～18.00%	(※1)個人情報に係る特約

※「特約」に特約の記載がある場合は、別表3の対応した特約が適用されます。

No. L1	ライフローンカード(SLC)会員規約
--------	--------------------

第1章 一般条項

第1条（会員）

- 会員とは、本規約を承認のうえ、ライフカード株式会社(以下「当社」という)に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた方をいいます。
- 会員は、本規約に基づき一切の債務につき、当社に対して責任を負うものとします。

第2条（カードの貸与・管理・有効期限）

- 当社は、会員1名につき、1枚のライフローンカード(以下「カード」という)を発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当社に属します。
- 会員は、カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの署名欄に自署し、以後善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。
- カードは会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に使用することはできないものとします。また、他人にカード情報(会員番号・有効期限・セキュリティコード等以下「カード情報」という)の提供を行うことはできないものとします。
- 会員は上記(2)、(3)に違反し、その違反し起因してカードが不正に利用された場合、会員はその利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
- カードの有効期限は当社が指定するものとし、カード表面に記載した月の末日までとします。
- 当社が引き続き会員として認める場合は、新しいカードを送付します。この場合、会員は、有効期限経過後のカードを直ちに切断のうえ破棄するものとします。
- カード有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約が適用されます。

第3条（年会費）

年会費は、当社が負担するものとします。

第4条（暗証番号）

- 会員は、入会申込み時に暗証番号を当社へ届け出るものとします。ただし、届出がない場合または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社の指定した暗証番号を登録することをあらかじめ承諾するものとします。
- 暗証番号は、他人に類推されやすい番号を避け、他人に知られないよう十分注意するものとします。登録された暗証番号が使用されたときは、暗証番号の管理について会員に故意または過失がないと当社が認めた場合を除き、その利用代金はすべて会員の負担となります。

第5条（カードの機能）

会員は、カードを利用して当社から金銭の借入れを受けること(以下「カードキャッシング」という)ができるものとします。

第6条（カードの利用可能枠）

- カードキャッシングの利用可能枠は、当社が認めた金額とし、会員に通知するものとします。ただし、当社が適当と認めた場合は、いつでも利用可能枠を減額できるものとし、会員が当社所定の方法で増額を申し出たとき又は会員の信用状態に基づいて当社が所定の審査によって認めた場合は、通知した利用可能枠にかかわらず、当社の認める範囲で利用可能枠を増額できるものとします。なお、会員は、当社所定の方法によりいつでも利用可能枠の減額を申し出ることができ、当社は、会員から申出があった場合は、利用可能枠を申出額まで減額するものとします。また、貸金業法の所定の要件等に対応するため、利用可能枠の範囲内で、実際に利用できる金額の減額または増額が随時なされることについてもあらかじめ会員は承諾するものとします。
- 会員は、当社が認めた場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。また、当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合、利用可能枠を超えた金額を一括して直ちに支払うものとします。
- 会員が当社から複数枚のクレジットカードの貸与を受けた場合には、それぞれのカードごとに定めた利用可能枠の合計額ではなく、別途当社が定めて通知する金額とすることができるものとします。

第7条（カードキャッシングの利用方法）

会員は、下記のいずれかの方法により、当社からカードキャッシングを受けることができます。
①当社指定の CD(現金自動貸出機)・ATM で所定の利用方法に基づき、あらかじめ当社に届け出た暗証番号(4桁)と希望金額を打鍵したとき。
②会員が当社の指定する窓口にてカードを提示し、所定の手続きをしたとき。
③会員が当社所定の申込書に所定の項目を記入し、郵便で申し込んだとき。
④当社営業店へ電話で、所定の申込手続きをしたとき(金員は、当社より第7条の指定口座へ振り込みます)。
⑤その他、当社所定の方法による手続きを会員が行ったとき。

第8条（支払い）

- カードキャッシングの融資金及び利息(以下「カードキャッシングの支払金」という)、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」という)は、会員があらかじめ当社に届け出た当社指定の金融機関の預金口座(以下「振替口座」という)から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、振替口座の届出遅延、金融機関に対する振替口座設定手続不備、会員の金融機関との口座振替契約の解約その他振替口座の設定がされていない場合その他当社が特に指定した場合には、当社指定の金融機関口座への振込みその他の方法によるものとします。なお、当社の指定の方法のうち、会員がコンビニエンスストアの収納代行を利用してカード利用による支払金等の支払いを行ったときは、コンビニエンスストアが返済金を受領したことにより、当社への支払いがなされたものとします。
- カード利用による支払金等の支払日は以下の定めによるものとし、ご利用代金明細書等に表示します。
①カード入会後振替口座の設定手続が完了するまでは毎月27日とします。
②振替口座の設定手続が完了した以降は当該金融機関の振替日(毎月3日、26日、27日、28日、29日のうち、当該金融機関・当社所定の日となります。以下同じ)とし、振替口座が変更された場合を除き、決定した金融機関の振替日をもって支払日とします。
③振替口座が変更された場合は、変更後の金融機関の振替日をもって支払日とします。
④支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日とします。

第9条（カードキャッシングの締切日・支払方法等）

- カードキャッシングの融資金は1万円単位とし、支払方法は残高スライド元利定額リボルビング払い(利息within方式：以下「リボルビング払い」という)、翌月一括払いのうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。
①融資金をリボルビング払いにより返済する場合、会員は、カードキャッシングの締切日における残債務額に対して、原則として、実質年率18.0%の利息を支払うものとし、利息計算は以下のとおり日割計算[1年を365日(閏年は366日)とし、円未満切捨て。以下同じ]とします。
②融資金を翌月一括払いにより返済する場合、会員は、元本に対して、原則として実質年率18.0%の利息を支払うものとし、利息計算は以下のとおり日割計算とします。
●利息の計算方法：残債務額(残元本)×実質年率×「利用日または前回支払日」の翌日～支払日までの日数÷365(閏年の場合は366)
③カードキャッシングを利用した場合において以下のいずれかに該当したときは、上記①及び②にかかわらず、当該カードキャッシングの融資金に対する利息については実質年率15.0%が適用されるものとします。イ)当該カードキャッシングの1回の利用による融資金が100万円以上のとき。ロ)本規約及び本規約以外の当社との融資取引上の残債務額(残元本)と当該カードキャッシングの融資金を合算した額が100万円以上のとき。
④既に実質年率15.0%が約定利率となっているカードについては、上記①、②及び③にかかわらず、実質年率15.0%が適用されるものとします。
⑤平成19年11月30日までの利用分については、上記①、②、③及び④にかかわらず、その利用時の実質年率が適用されるものとします。
⑥カードキャッシングの融資金は毎月末日に締め切り、リボルビング払いの場合は(4)に定める金額(利息のみで(4)に定める金額を超える場合は当該金額。また、前月末残債務額に利息を加えた額が支払額以下となる場合は当該金額)を、翌月一括払いの場合は元本に利息を加えた額を、会員は、翌月の支払日(支払日が毎月3日の場合は翌々月3日)に当社に支払うものとし、以後も同様とします。
⑦リボルビング払いの月々の支払額は、前月末残債務額に応じて下表のとおりとし、前月末残債務額が40万円を超える場合、前月末残債務額20万円当たり10,000円単位で支払額が増額するものとします。ただし、平成19年11月30日までに当社が入会を認めた会員については、従前の例によるものとします。支払額には(2)に定める方法により計算された利息を含むものとします。また、ボーナス併用払いは年2回を可能とし、支払月及び加算金額(1,000円単位)は、会員があらかじめ当社に届け出るものとします。なお、毎月の支払額について、当社所定の方法により変更の申込みを行い、当社が認めた場合は、当該変更後の支払額が適用されます。

前月末残債務額	支払額
1円～20万円	～10,000円
20万円超～40万円	20,000円

- 当社が会員に交付するカードキャッシングの利用年度書面(貸金業法第17条第1項に基づく書面)またはマンスリーステートメント書面(貸金業法第17条第6項に基づく書面)に記載される返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、これらの書面に記載されたカードキャッシング利用の後に利用されるカードキャッシング利用その他の事由により変動するものとします。
- 会員は、利息の利率が金融情勢等により一般に行われる程度のものに変更されること、並びに当社から利率変更の通知をした後は第24条の規定にかかわらず残債務額に対して改定後の利率が適用されることに異議ないものとします。

第10条（支払金等の充当順序）

会員の返済した金額が本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りない場合は、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。

第11条（費用等の負担）

- 会員は、当社に対するカード利用による支払金等の支払いに要する費用(送金手数料等)を負担するものとします。
- 会員は、当社が第20条(1)に基づき会員に対しカードの再発行をした場合、当社所定のカード再発行手数料を負担するものとします。
- 会員は、カード利用に関し、以下の費用を負担するものとします。
①支払い遅滞時に当社が金融機関に再度口座振替を依頼した場合の再振替手数料(振替手続回数1回につき220円(うち税20円))。
②貸金業法に基づく法定書面の再発行手数料。
③契約書類等に貼付する印紙代その他公租公課の支払いにあてられるべきもの。
④強制執行費用、競売費用等公の機関が行う手続に関して当該機関に支払うべきもの。
④会員は、カードキャッシングの支払金の支払い等に関し、以下の費用を負担するものとします。
①会員が当社の提携する金融機関等のATMでカードキャッシングを利用した場合またはカードキャッシングの支払金の返済をした場合における当該金融機関等に対するATM利用料(利用金額10,000円以下は110円(うち税10円))。利用金額10,000円超は220円(うち税20円))。
⑤会員が当社に支払う費用等に係る消費税が増税等の事情により増額となった場合、会員は、当該増額分を負担するものとします。

第12条（期限の利益喪失）

- 会員が次のいずれかに該当した場合は、本規約に基づく一切の債務及びその他の契約に基づいて当社に対し負担する一切の支払債務について、当然に期限の利益を失い当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。
①カードキャッシングの支払金の支払いのうち元本または利息制限法所定の制限利率を超えない範囲の利息の支払いを1回でも遅滞した場合。
②強制執行、仮処分、仮差押などの申立てを受けたり、その他会員の信用状態が著しく悪化した場合。
③カードの他人への貸与、譲渡、質入れ、担保提供等、もしくはカード情報の他人への提供、または商品(権利を含む。以下同じ)の質入れ、担保提供、譲渡、質貸等、当社のカードの所有権及び商品の所有権を侵害する行為もしくはこれに準ずる行為をした場合。
④当社に対する他の支払債務について期限の利益を失った場合。
⑤氏名、住所、勤務先等の変更があり変更の届出を行わなかった場合、または所在が不明になった場合。
⑥会員が次のいずれかに該当した場合は、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
①入会申込みの際して虚偽の申告があった場合。
②その他本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。

第13条（遅延損害金）

会員がカードキャッシングの支払金等の支払いを遅滞した場合は遅滞した金額に対して支払日の翌日より支払日に至るまで年20.0%、また期限の利益喪失の場合は未払債務(元本分)に対して期限の利益喪失の日より完済の日に至るまで年20.0%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第14条（期限前の返済）

会員は、本規約に定めるカードキャッシングの支払金の全部または一部を約定期日前に返済することができます。この場合、会員は、当社へ事前に電話連絡のうえ、当社の指定日に当社の指定額を当社指定の金融機関口座へ振り込む方法により、または当社の指定額を当社に持参する方法により返済するものとします。ただし、約定期日前に、支払日までの利息以下の金額を支払った場合は、約定期日到来まで預り金扱いとなり、約定期日が到来したときにカードキャッシングの支払金等の返済に充当される場合があることに会員はあらかじめ同意するものとします。

第15条（カードキャッシングの利用停止）

当社は、貸金業法に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、カードキャッシングの利用を停止できるものとします。

第16条（マンスリーステートメント方式による書面交付の終了）

会員は、カードキャッシングの利用・返済に関しマンスリーステートメント方式による書面交付に同意している場合において、カード利用による支払金等当社に対する債務の履行を怠るなどの事情によりカード利用代金明細書が発行されない状態となったときは、マンスリーステートメント方式による書面交付は終了となることにあらかじめ同意するものとします。

第17条（届出事項の変更）

- 会員は、当社に届け出た住所・氏名・勤務先(連絡先)・指定預金口座等について変更があった場合には、所定の届出書により当社に通知するものとします。
- 会員は、(1)の住所・氏名等の変更の通知を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、(1)の住所・氏名等の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があり、会員がこれを証明した場合は、この限りではないものとします。
- 会員は入会後、運転免許証を新たに取得した場合(運転免許取消し後に運転免許証を再取得した場合を含む)、当社所定の方法により当社へ運転免許証番号を通知するものとします。

第18条（紛失・盗難等）

- カードまたはカード情報が紛失・盗難・詐取・横領等(以下単に「紛失・盗難」という)により、他人に不正利用された場合、会員は、その不正利用代金について全て支払いの責を負うものとします。
- 会員は、カードまたはカード情報が紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄りの警察署に届け出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。ただし、カード情報の紛失・盗難については、当社への通知で足りるものとします。
- 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
- 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その不正利用代金について会員が支払いの責を負うものとします。

第19条（会員保障制度）

前条の規定にかかわらず、カードまたはカード情報の紛失、盗難により、他人に不正使用された場合でも、当社が別に定めるカード会員保障制度規約の定めにより当社が認めた場合には、当該不正使用による会員の損害を保障するものとします。

第20条（カードの再発行）

- カードは、原則として、再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り、再発行するものとします。
- 悪用被害を回避する目的等で、当社が必要と認めた場合、会員はカードの差替えに協力するものとします。

第21条（カード郵送途中の事故に関する補償）

当社より郵送したカードが会員に直接届くまでの間に、万一、紛失・盗難等により会員以外の者に不正使用された場合、これによって生じた会員の損害については当社が負担するものとします。なお、当社からカードを発送した旨の通知を受けたにもかかわらずカードが未着の場合は、会員は、直ちに当社所定の届出書により当社に届け出るものとします。

第22条（脱会並びにカードの使用停止と返却）

- 会員の都合により脱会する場合は、当社あてその旨の届出を行うものとし、直ちにカードを切断後、返却または会員の責任で破棄するものとします。カード利用による支払金等の未払債務を完済したときをもって脱会したものとします。
- 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は、会員に通知することなくカードの使用を停止し、または会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することができます。
①入会時に虚偽の申告をした場合。
②本規約のいずれかに違反した場合。
③カード利用による支払金等当社に対する債務の履行を怠った場合。
④会員の信用状態が著しく悪化した場合や途上与信により当社所定のカード使用停止基準に会員が該当した場合。
⑤カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合。
⑥住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知連絡について不能と判断した場合。
⑦その他、当社が会員として不適格と判断した場合。
- (2)に該当し、当社、当社の委託先がカードの返却を求めたときは、会員は、直ちにカードを返却するものとします。
- カード回収に要した一切の費用は、会員が負担するものとします。

第23条（債権譲渡）

- 会員は、当社が必要と認めた場合、当社が本規約に基づく会員に対する債権を第三者に担保に入れ、または譲渡すること、及び当社が譲渡した債権を再び譲り受けることを、あらかじめ承諾します。
- (1)の債権譲渡をした場合においても、譲受人は当社に集金事務を委託するものとし、譲受人から会員に対し集金事務終了を通知するまでは、会員は、当社に本規約上の債務を各条項に従い弁済するものとします。

第24条（規約の変更・承認）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社のホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。
①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
(2)当社は、あらかじめ変更後の内容を当社のホームページにおいて公表する方法または通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後変更後の規約が適用されるものとします。

第25条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴訟のいかににかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄

裁判所とすることに同意するものとします。

第26条（消費税）
本規約にかかわる諸手数料・その他について消費税が賦課される場合、または消費税率が変更される場合は、会員は、当該消費税相当額または当該増額分を負担するものとします。

第27条（住民票取得等の同意）
カード入会申込者及び会員は、本申込みにかかわる審査のため、または途上管理にかかわる審査のため、もしくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、カード入会申込者または会員の住民票等を当社が取得し利用することに同意するものとします。なお、会員は、当社が住民票等の取得に際し、会員の入会申込書の写し、当社の債権の状況を証する資料、その他交付条件とされた資料を行政機関に提出することに異議ないものとします。

第28条（犯罪による収益の移転防止に関する法律の適用）
(1)会員は、入会後、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号または第2号に掲げる外国の重要な公的地位にある者等に新たに該当した場合、所定の届出書により当社に通知するものとします。
(2)当社は、会員が(1)に定める者に該当し、または該当する可能性があると判断した場合、当社が指定する書面の提出、当社が指定する事項の申告等の追加確認を行うものとし、会員はこれに同意するものとします。
(3)当社は、(2)に定める追加確認が完了するまでの間、会員に通知することなく、カードの利用を停止することができるものとします。また、(2)に定める追加確認が完了した場合でも、カードキャッシングの利用を停止することがあります。

No. L2 ライフローンカード Yours 会員規約

第1章 一般条項

第1条（会員）
(1)会員とは、本規約を承認のうえ、ライフカード株式会社(以下「当社」という)に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた方をいいます。
(2)会員は、本規約に基づく一切の債務につき、当社に対して責任を負うものとします。

第2条（カードの貸与・管理）
(1)当社は、会員1名につき、1枚のライフローンカード Yours(以下「カード」という)を発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当社に属します。
(2)会員は、カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの署名欄に自署し、以後善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。
(3)カードは会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に使用することはできないものとします。また、他人にカード情報(会員番号・有効期限・セキュリティコード等)以下「カード情報という」)の提供を行うことはできないものとします。
(4)会員は上記(2)、(3)に違反し、その違反に起因してカードが不正に利用された場合、会員はその利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。

第3条（年会費）
年会費は、当社が負担するものとします。

第4条（暗証番号）
(1)会員は、入会申込み時に暗証番号を当社へ届け出るものとします。ただし、届出がない場合または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社の指定した暗証番号を登録することをあらかじめ承諾するものとします。
(2)暗証番号は、他人に類推されやすい番号をさけ、他人に知られないよう十分注意するものとします。登録された暗証番号が使用されたときは、暗証番号の管理について会員に故意または過失がないと当社が認めた場合を除き、その利用代金はすべて会員の負担となります。

第5条（カードの機能）
会員は、カードを利用して当社から金銭の借入れを受けること(以下「カードキャッシング」という)ができるものとします。

第6条（カードの利用可能枠）
(1)カードキャッシングの利用可能枠は、当社が認めた金額とし、会員に通知するものとします。ただし、当社が適当と認めた場合は、いつでも利用可能枠を減額できるものとし、会員が当社所定の方法で増額を申し出たとき又は会員の信用状態に基づいて当社が所定の審査によって認めた場合は、通知した利用可能枠にかかわらず、当社の認める範囲で利用可能枠を増額できるものとします。なお、会員は、当社所定の方法によりいつでも利用可能枠の減額を申し出ることができ、当社は、会員から申出があった場合は、利用可能枠を申出額まで減額するものとします。また、貸金業法の所定の要件等に対応するため、利用可能枠の範囲内で、実際に利用できる金額の減額または増額が随時なされることについてもあらかじめ会員は承諾するものとします。
(2)会員は、当社が認めた場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。また、当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合、利用可能枠を超えた金額を一括して直ちに支払うものとします。
(3)会員が当社から複数枚のクレジットカードの貸与を受けた場合には、カードキャッシングの利用可能枠は、それぞれのカードごとに定めた利用可能枠の合計額ではなく、別途当社が定めて通知する金額とすることができるものとします。

第7条（カードキャッシングの利用方法）
会員は、下記のいずれかの方法により、当社からカードキャッシングを受けることができます。
①当社指定のCD(現金自動貸出機)・ATMで所定の利用方法に基づき、あらかじめ当社に届け出た暗証番号(4桁)と希望金額を打鍵したとき。
②会員が当社の指定する窓口にカードを提示し、所定の手続きをしたとき。
③会員が当社所定の申込書に所定の項目を記入し、郵便で申し込んだとき。
④当社営業店へ電話で、所定の申込手続きをしたとき(金員は、当社より第8条の指定口座へ振り込みます)。
⑤その他、当社所定の方法による手続きを会員が行ったとき。

第8条（支払い）
(1)カードキャッシングの融資金及び利息(以下「カードキャッシングの支払金」という)、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」という)は、会員があらかじめ当社に届け出た当社指定の金融機関の預金口座(以下「振替口座」という)から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、振替口座の届出遅延、金融機関に対する振替口座設定手続不備、会員の金融機関との口座振替契約の解約その他振替口座の設定がされていない場合その他当社が特に指定した場合には、当社指定の金融機関口座への振込みその他の方法によるものとします。なお、当社の指定の方法のうち、会員がコンビニエンスストアの収納代行を利用してカード利用による支払金等の支払いを行ったときは、コンビニエンスストアが返済金を受領したことにより、当社への支払いがなされたものとします。
(2)カード利用による支払金等の支払日は以下の定めによるものとし、ご利用代金明細書等に表示します。
①カード入会後振替口座の設定手続が完了するまでは毎月27日とします。
②振替口座の設定手続が完了した以降は当該金融機関の振替日(毎月3日、26日、27日、28日、29日のうち、当該金融機関・当社所定の日となります。以下同じ)とし、振替口座が変更された場合を除き、決定した金融機関の振替日をもって支払日とします。
③振替口座が変更された場合は、変更後の金融機関の振替日をもって支払日とします。
(3)支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日とします。

第9条（カードキャッシングの締切日・借入利率・支払方法等）
(1)カードキャッシングの融資金は1万円単位とし、支払方法は残高スライド元利定額リボルビング払い(利息within方式：以下「リボルビング払い」という)、翌月一括払いのうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。
(2)借入利率は実質年率9.8%から17.8%の範囲で当社が決定し、会員に対して通知した利率とします。
(3)①融資金をリボルビング払いにより返済する場合、会員は、カードキャッシングの締切日における残債務額に対して、原則として、(2)の利息を支払うものとし、利息計算は以下のとおり日割計算[1年を365日(閏年は366日)とし、円未満切捨て。以下同じ]とします。②融資金を翌月一括払いにより返済する場合、会員は、元本に対して、原則として(2)の利息を支払うものとし、利息計算は以下のとおり日割計算とします。
●利息の計算方法：残債務額(残元本)×実質年率×「利用日または前回支払日」の翌日～支払日までの日数÷365(閏年の場合は366)
③カードキャッシングを利用した場合において以下のいずれかに該当したときは、上記①及び②にかかわらず、当該カードキャッシングの融資金に対する利息については実質年率15.0%と(2)のいずれか低い利率が適用されるものとします。イ)当該カードキャッシングの1回の利用による融資金が100万円以上のとき。ロ)本規約及び本規約以外の当社との融資取引上の残債務額(残元本)と当該カードキャッシングの融資金を合算した額が100万円以上のとき。
(4)カードキャッシングの融資金は毎月末日に締め切り、リボルビング払いの場合は(5)に定める金額(利息のみで(5)に定める金額を超える場合は当該金額。また、前月末残債務額に利息を加えた額が支払額以下となる場合は当該金額)を、翌月一括払いの場合は元本に利息を加えた額を、会員は、翌月の支払日(支払日が毎月3日の場合は翌々月3日)に当社に支払うものとし、以後も同様とします。
(5)リボルビング払いの月々の支払額は、前月末残債務額に応じて下表のとおりとし、前月末残債務額が80万円を超える場合、前月末残債務額20万円当たり10,000円単位で支払額が増額するものとします。支払額には(3)に定める方法により計算された利息を含むものとします。なお、毎月の支払額について、当社所定の方法により変更の申込みを行い、当社が認めた場合は、当該変更後の支払額が適用されます。

前月末残債務額	支払額
1円～20万円	～10,000円
20万円超～40万円	20,000円
40万円超～60万円	30,000円
60万円超～80万円	40,000円

(6)当社が会員に交付するカードキャッシングの利用都度書面(貸金業法第17条第1項に基づく書面)またはマンスリーステートメント書面(貸金業法第17条第6項に基づく書面)に記載される返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、これらの書面に記載されたカードキャッシング利用の後に利用されるカードキャッシング利用その他の事由により変動するものとします。

(7)会員は、利息の利率が金融情勢等により一般に行われる程度のものに変更されること、並びに当社から利率変更の通知をした後は第24条の規定にかかわらず残債務額に対して改定後の利率が適用されることに異議ないものとします。

第10条（支払金等の充当順序）
会員の返済した金額が本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りない場合は、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。

第11条（費用等の負担）
(1)会員は、当社に対するカード利用による支払金等の支払いに要する費用(送金手数料等)を負担するものとします。
(2)会員は、当社が第20条(1)に基づき会員に対しカードの再発行をした場合、当社所定のカード再発行手数料を負担するものとします。
(3)会員は、カード利用に関し、以下の費用を負担するものとします。
①支払い遅滞時に当社が金融機関に再度口座振替を依頼した場合の再振替手数料(振替手続回数1回につき220円(うち税20円))。
②貸金業法に基づく法定書面の再発行手数料。
③契約書類等に貼付する印紙代その他公租公課の支払いにあてられるべきもの。
④強制執行費用、競売費用等の機関が行う手続に関して当該機関に支払うべきもの。
(4)会員は、カードキャッシングの支払金の支払い等に關し、以下の費用を負担するものとします。
①会員が当社の提携する金融機関等のATMでカードキャッシングを利用した場合またはカードキャッシングの支払金の返済をした場合における当該金融機関等に対するATM利用料(利用金額10,000円以下は110円(うち税10円)。利用金額10,000円超は220円(うち税20円))。
(5)会員が当社に支払う費用に係る消費税が増税等の事情により増額となった場合、会員は、当該増額分を負担するものとします。

第12条（期限の利益喪失）
(1)会員が次のいずれかに該当した場合は、本規約に基づく一切の債務及びその他の契約に基づいて当社に対し負担する一切の支払債務について、当然に期限の利益を失い当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。
①カードキャッシングの支払金の支払いのうち元本または利息制限法所定の制限利率を超えない範囲の利息の支払いを1回でも遅滞した場合。
②強制執行、仮処分、仮差押などの申立てを受けたり、その他会員の信用状態が著しく悪化した場合。
③カードの他人への貸与、譲渡、質入れ、担保提供等、もしくはカード情報の他人への提供、または商品(権利を含む。以下同じ)の質入れ、担保提供、譲渡、質貸等、当社のカードの所有権及び商品の所有権を侵害する行為もしくはこれに準ずる行為をした場合。
④当社に対する他の支払債務について期限の利益を失った場合。
⑤氏名、住所、勤務先等の変更があり変更の届出を行わなかった場合、または所在が不明となった場合。
(2)会員が次のいずれかに該当した場合は、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
①入会申込みに際して虚偽の申告があった場合。
②その他本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。

第13条（遅延損害金）
会員がカードキャッシングの支払金等の支払いを遅滞した場合は遅滞した金額に対して支払日の翌日より支払日に至るまで年20.0%、また期限の利益喪失の場合は未払債務(元本分)に対して期限の利益喪失の日より完済の日に至るまで年20.0%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第14条（期限前の返済）
会員は、本規約に定めるカードキャッシングの支払金の全部または一部を約定期日前に返済することができます。この場合、会員は、当社へ事前に電話連絡のうえ、当社の指定日に当社の指定額を当社指定の金融機関口座へ振り込む方法により、または当社の指定額を当社に持参する方法により返済するものとします。ただし、約定期日前に、支払日までの利息以下の金額を支払った場合は、約定期日到来まで預り金扱いとなり、約定期日が到来したときにカードキャッシングの支払金等の返済に充当される場合があることに会員はあらかじめ同意するものとします。

第15条（カードキャッシングの利用停止）
当社は、貸金業法に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、カードキャッシングの利用を停止できるものとします。

第16条（マンスリーステートメント方式による書面交付の終了）
会員は、カードキャッシングの利用・返済に関しマンスリーステートメント方式による書面交付に同意している場合において、カード利用による支払金等当社に対する債務の履行を怠るなどの事情によりカード利用代金明細書が発行されない状態となったときは、マンスリーステートメント方式による書面交付は終了となることあらかじめ同意するものとします。

第17条（届出事項の変更）
(1)会員は、当社に届け出た住所・氏名・勤務先(連絡先)・指定預金口座等について変更があった場合には、所定の届出書により当社に通知するものとします。
(2)会員は、(1)の住所・氏名等の変更の通知を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、(1)の住所・氏名等の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があり、会員がこれを証明した場合は、この限りではないものとします。
(3)会員は入会後、運転免許証を新たに取得した場合(運転免許取消し後に運転免許証を再取得した場合を含む)、当社所定の方法により当社へ運転免許証番号を通知するものとします。

第18条（紛失・盗難等）
(1)カードまたはカード情報が紛失・盗難・詐取・横領等(以下単に「紛失・盗難」という)により、他人に不正利用された場合、会員は、その不正利用代金について全て支払いの責を負うものとします。
(2)会員は、カードまたはカード情報が紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄りの警察署に届け出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。ただし、カード情報の紛失・盗難については、当社への通知で足りるものとします。
(3)偽造カードの使用に係るカード利用代金については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
(4)前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その不正利用代金について会員が支払いの責を負うものとします。

第19条（会員保障制度）
前条の規定にかかわらず、カードまたはカード情報の紛失、盗難により、他人に不正使用された場合でも、当社が別に定めるカード会員保障制度規約の定めにより当社が認めた場合には、当該不正使用による会員の損害を保障するものとします。

第20条（カードの再発行）
(1)カードは、原則として、再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り、再発行するものとします。
(2)悪用被害を回避する目的等で、当社が必要と認めた場合、会員はカードの差替えに協力するものとします。

第21条（カード郵送途中の事故に関する補償）
当社より郵送したカードが会員に直接届くまでの間に、万一、紛失・盗難等により会員以外の者に不正使用された場合、これによって生じた会員の損害については当社が負担するものとします。なお、当社からカードを発送した旨の通知を受けたにもかかわらずカードが未着の場合は、会員は、直ちに当社所定の届出書により当社に届け出るものとします。

第22条（脱会並びにカードの使用停止と返却）
(1)会員の都合により脱会する場合は、当社あてその旨の届出を行うものとし、直ちにカードを切断後、返却または会員の責任で破棄するものとします。カード利用による支払金等の未払債務を完済したときをもって脱会したものとします。
(2)会員が次のいずれかに該当した場合、当社は、会員に通知することなくカードの使用を停止し、または会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。
①入会時に虚偽の申告をした場合。
②本規約のいずれかに違反した場合。
③カード利用による支払金等当社に対する債務の履行を怠った場合。
④会員の信用状態が著しく悪化した場合や途上与信により当社所定の手続に会員が該当した場合。
⑤カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合。
⑥住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知連絡について不能と判断した場合。
⑦その他、当社が会員として不適格と判断した場合。
(3)(2)に該当し、当社、当社の委託先がカードの返却を求めたときは、会員は、直ちにカードを返却するものとします。
(4)カード回収に要した一切の費用は、会員が負担するものとします。

第23条（債権譲渡）
(1)会員は、当社が必要と認めた場合、当社が本規約に基づく会員に対する債権を第三者に担保に入れ、または譲渡すること、及び当社が譲渡した債権を再び譲り受けることを、あらかじめ承諾します。
(2)(1)の債権譲渡をした場合においても、譲受人は当社に集金事務を委託するものとし、譲受人から会員に対し集金事務終了を通知するまでは、会員は、当社に本規約上の債務を各条項に従い弁済するものとします。

第24条（規約の変更・承認）
(1)当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社のホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。
①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
(2)当社は、あらかじめ変更後の内容を当社のホームページにおいて公表する方法または通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後変更後の規約が適用されるものとします。

第 25 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 26 条（消費税）

本規約にかかわる諸手数料・その他について消費税が賦課される場合、または消費税率が変更される場合は、会員は、当該消費税相当額または当該増額分を負担するものとします。

第 27 条（住民票取得等の同意）

カード入会申込者及び会員は、本申込みにかかわる審査のため、または途上管理にかかわる審査のため、もしくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、カード入会申込者または会員の住民票等を当社が取得し利用することに同意するものとします。なお、会員は、当社が住民票等の取得に際し、会員の入会申込書の写し、当社の債権の状況を証する資料、その他交付条件とされた資料を行政機関に提出することに異議ないものとします。

第 28 条（犯罪による収益の移転防止に関する法律の適用）

(1)会員は、入会后、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号または第 2 号に掲げる外国の重要な公的地位にある者等に新たに該当した場合、所定の届出書により当社に通知するものとします。
(2)当社は、会員が(1)に定める者に該当し、または該当する可能性があると判断した場合、当社が指定する書面の提出、当社が指定する事項の申告等の追加確認を行うものとし、会員はこれに同意するものとします。
(3)当社は、(2)に定める追加確認が完了するまでの間、会員に通知することなく、カードの利用を停止することができるものとします。また、(2)に定める追加確認が完了した場合でも、カードキャッシングの利用を停止することがあります。

No. L3 ライフローンカードビジネス会員規約

第 1 条（会員）

(1)会員とは、本規約を承認のうえ、ライフカード株式会社(以下「当社」という)に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた法人をいいます。
(2)会員は、本規約に基づく一切の債務につき、自己の債務として当社に対して責任を負うものとします。
(3)会員は、当社が連帯保証人に対して本規約に基づく支払いの履行の請求をしたときには、会員に対しても、当該履行の請求が生ずるものとします。

第 2 条（カードの貸与・管理）

(1)当社は、会員 1 名につき 1 枚の「ライフローンカードビジネス」(以下「カード」という)を発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当社に属します。
(2)会員は、カードを貸与されたときは、以後善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。なお、会員は、自己の役職員に代理権を付与し、カードを使用させる場合、当該役職員の利用に関し、一切の責任を負うものとします。
(3)カードは会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に使用することはできないものとします。
(4)会員は上記(2)、(3)に違反し、その違反に起因してカードが不正に利用された場合、会員はその利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。

第 3 条（年会費）

年会費は、当社が負担するものとします。

第 4 条（暗証番号）

(1)会員は、入会申込み時に暗証番号を当社へ届け出るものとします。ただし、届出がない場合または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社の指定した暗証番号を登録することをあらかじめ承諾するものとします。
(2)暗証番号は、他人に類推されやすい番号をさけ、他人に知られないよう十分注意するものとします。登録された暗証番号が使用されたときは、暗証番号の管理について会員に故意または過失がないと当社が認めた場合を除き、その利用代金はすべて会員の負担となります。

第 5 条（カードの機能）

会員は、カードを利用して当社と提携した取扱金融機関等から金銭の借入れを受けること(以下「カードキャッシング」という)ができるものとします。

第 6 条（カードの利用可能枠）

(1)カードキャッシングの利用可能枠は、当社が認めた金額とし、会員に通知するものとします。ただし、当社が適当と認めた場合は、いつでも利用可能枠を減額できるものとし、会員が当社所定の方法で増額を申し出たとき又は会員の信用状態に基づいて当社が所定の審査によって認めた場合は、通知した利用可能枠にかかわらず、当社の認める範囲で利用可能枠を増額できるものとします。なお、会員は、当社所定の方法によりいつでも利用可能枠の減額を申し出ることができ、当社は、会員から申出があった場合は、利用可能枠を申出額まで減額するものとします。
(2)会員は、当社が認めた場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。また、当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合、利用可能枠を超えた金額を一括して直ちに支払うものとします。

第 7 条（カードキャッシングの利用方法）

(1)会員は、下記のいずれかの方法により、当社からカードキャッシングを受けることができるものとします。
①当社指定の CD(現金自動貸出機)・ATM で所定の利用方法に基づき、あらかじめ当社に届け出た暗証番号(4 桁)と希望金額を打鍵したとき。
②会員が当社の指定する窓口にカードを提示し、所定の手続きをしたとき。
③会員が当社所定の申込書に所定の項目を記入し、郵便で申し込んだとき。
④当社営業店へ電話で、所定の申込手続きをしたとき(金貨は、当社より第 8 条の指定口座へ振り込みます)。
⑤その他、当社所定の方法による手続きを会員が行ったとき。
(2)カードキャッシングは、当社が認めた会員のみが、そのサービスを受けることができます。

第 8 条（支払い）

(1)カードキャッシングの融資金及び利息(以下「カードキャッシングの支払金」という)、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」という)は、会員があらかじめ当社に届け出た当社指定の金融機関の預金口座(以下「振替口座」という)から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、振替口座の届出遅延、金融機関に対する振替口座設定手続不備、会員の金融機関との口座振替契約の解約その他振替口座の設定がされていない場合その他当社が特に指定した場合には、当社指定の金融機関口座への振込みその他の方法によるものとします。なお、当社の指定の方法のうち、会員がコンビニエンスストアの収納代行を利用してカード利用による支払金等の支払いを行ったときは、コンビニエンスストアが返済金を受領したことにより、当社への支払いがなされたものとします。
(2)カード利用による支払金等の支払日は以下の定めによるものとし、ご利用代金明細書等に表示します。
①カード入会后振替口座の設定手続が完了するまでは毎月 27 日とします。
②振替口座の設定手続が完了した以降は当該金融機関の振替日(毎月 3 日、26 日、27 日、28 日、29 日のうち、当該金融機関・当社所定の日となります。以下同じ)とし、振替口座が変更された場合を除き、決定した金融機関の振替日をもって支払日とします。
③振替口座が変更された場合は、変更後の金融機関の振替日をもって支払日とします。
(3)支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日とします。

第 9 条（カードキャッシングの締切日・借入利率・支払方法等）

(1)カードキャッシングの融資金は 1 万円単位とし、支払方法は残高スライド元利定額リボルビング払い(利息 within 方式：以下「リボルビング払い」という)、翌月一括払いのうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。
(2)借入利率は実質年率 7.8%から 18.0%の範囲で当社が決定し、会員に対して通知した利率とします。
(3)①融資金をリボルビング払いにより返済する場合、会員は、カードキャッシングの締切日における残債務額に対して、原則として、(2)の利息を支払うものとし、利息計算は以下のとおり日割計算[1 年を 365 日(閏年は 366 日)とし、円未満切捨て。以下同じ]とします。
②融資金を翌月一括払いにより返済する場合、会員は、元本に対して、原則として(2)の利息を支払うものとし、利息計算は以下のとおり日割計算とします。
●利息の計算方法：残債務額(残元本)×実質年率×「利用日または前回支払日」の翌日～支払日までの日数÷365(閏年の場合は 366)
(3)カードキャッシングを利用した場合において以下のいずれかに該当したときは、上記①及び②にかかわらず、当該カードキャッシングの融資金に対する利息については実質年率 15.0%と(2)のいずれか低い利率が適用されるものとします。イ)当該カードキャッシングの 1 回の利用による融資金が 100 万円以上のとき。ロ)本規約及び本規約以外の当社との融資取引上の残債務額(残元本)と当該カードキャッシングの融資金を合算した額が 100 万円以上のとき。
(4)カードキャッシングの融資金は毎月末日に締め切り、リボルビング払いの場合は(5)に定める金額(利息のみで(5)に定める金額を超える場合は当該金額。また、前月末残債務額に利息を加えた額が支払額以下となる場合は当該金額)を、翌月一括払いの場合は元本に利息を加えた額を、会員は、翌月の支払日(支払日が毎月 3 日の場合は翌月 3 日)に当社に支払うものとし、以後も同様とします。
(5)リボルビング払いの月々の支払額は、前月末残債務額に応じて下表のとおりとし、前月末残債務額が 80 万円を超える場合、前月末残債務額 20 万円当たり 10,000 円単位で支払額が増額するものとします。支払額には(3)に定める方法により計算された利息を含むものとします。なお、毎月の支払額について、当社所定の方法により変更の申込みを行い、当社が認めた場合は、当該変更後の支払額が適用されます。

前月末残債務額	支払額
1 円 ～ 20 万円	～ 10,000 円
20 万円超 ～ 40 万円	20,000 円
40 万円超 ～ 60 万円	30,000 円
60 万円超 ～ 80 万円	40,000 円

(6)当社が会員及び連帯保証人に交付するカードキャッシングの利用都度書面(貸金業法第 17 条第 1 項及び第 4 項に基づく書面)またはマンスリーステートメント書面(貸金業法第 17 条第 6 項に基づく書面)に記載される返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、これらの書面に記載されたカードキャッシング利用の後に利用されるカードキャッシング利用その他の事由により変動するものとします。
(7)会員は、利息の利率が金融情勢等により一般に行われる程度のものに変更されること、並びに当社から利率変更の通知をした後は第 23 条の規定にかかわらず残債務額に対して改定後の利率が適用されることに異議ないものとします。

第 10 条（支払金等の充当順序）

会員及び連帯保証人の返済した金額が本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りない場合は、会員及び連帯保証人への通知なくして当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。

第 11 条（費用等の負担）

(1)会員は、当社に対するカード利用による支払金等の支払いに要する費用(送金手数料等)を負担するものとします。
(2)会員は、当社が第 19 条(1)に基づき会員に対しカードの再発行をした場合、当社所定のカード再発行手数料を負担するものとします。
(3)会員は、カード利用に関し、以下の費用を負担するものとします。
①支払い遅滞時に当社が金融機関に再度口座振替を依頼した場合の再振替手数料(振替手続回数 1 回につき 220 円(うち税 20 円))。
②貸金業法に基づく法定書面の再発行手数料。
③契約書類等に貼付する印紙代その他公租公課の支払いにあてられるべきもの。
④強制執行費用、競売費用等公の機関が行う手続に関して当該機関に支払うべきもの。
(4)会員及び連帯保証人は、カードキャッシングの支払金の支払い等に関し、以下の費用を負担するものとします。
①会員及び連帯保証人が当社の提携する金融機関等の ATM でカードキャッシングを利用した場合またはカードキャッシングの支払金の返済をした場合における当該金融機関等に対する ATM 利用料(利用金額 10,000 円以下は 110 円(うち税 10 円)。利用金額 10,000 円超は 220 円(うち税 20 円))。
(5)会員及び連帯保証人が当社に支払う費用等に係る消費税が増税等の事情により増額となった場合、会員及び連帯保証人は、当該増額分を負担するものとします。

第 12 条（期限の利益喪失）

(1)会員及び連帯保証人が次のいずれかに該当した場合は、本規約に基づく一切の債務及びその他の契約に基づいて当社に対し負担する一切の支払債務について、当然に期限の利益を失い当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。
①カードキャッシングの支払金の支払いのうち元本または利息制限法所定の制限利率を超えない範囲の利息の支払いを 1 回でも遅滞した場合。
②自ら振り出した手形、小切手が不渡りになった場合。
③支払いの停止、債務処理に関する権限を弁護士もしくは司法書士に委任した旨の通知の受領または和解、調停、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始、保全処分(信用に関しないものは除く)、強制執行もしくは担保権実行のいずれかの申立があったときあるいは差押、仮差押、仮処分、滞納処分を受けたとき。
④転業・廃業したとき、監督官公署からの営業許可の取消を受け、または営業の全部または一部を停止あるいは廃止したとき。
⑤カードの他人への貸与、譲渡、質入れ、担保提供等、当社のカードの所有権を侵害する行為もしくはこれに準ずる行為をした場合。
⑥当社に対する他の支払債務について期限の利益を失った場合。
⑦当社からの書留郵便による通知が申込書上の住所(住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所)あてに発送されたにもかかわらず転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒絶の理由で通知が到達しなかった場合で当該通知発送の日より 20 日間経過したとき。ただし、受取拒絶をなすにつき正当な理由があり会員及び連帯保証人がこれを証明した場合は、この限りではないものとします。
(2)会員及び連帯保証人が次のいずれかに該当した場合は、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
①入会申込みに際して虚偽の申告があった場合。
②本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。
③資産の減少、負債の増大、休業、その他の事由により、会員及び連帯保証人の信用状態が悪化し、債権保全を必要とする相当の事由が発生したとき。

第 13 条（遅延損害金）

会員がカードキャッシングの支払金等の支払いを遅滞した場合は遅滞した金額に対して支払日の翌日より支払日に至るまで年 20.0%、また期限の利益喪失の場合は未払債務(元本分)に対して期限の利益喪失の日より完済の日に至るまで年 20.0%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 14 条（期限前の返済）

会員及び連帯保証人は、本規約に定めるカードキャッシングの支払金の全部または一部を約定期日前に返済することができます。この場合、会員及び連帯保証人は、当社へ事前に電話連絡のうえ、当社の指定日に当社の指定額を当社指定の金融機関口座へ振り込む方法により、または当社の指定額を当社に持参する方法により返済するものとします。ただし、約定期日前に、支払日までの利息以下の金額を支払った場合は、約定期日到来まで預り金扱いとなり、約定期日が到来したときにカードキャッシングの支払金等の返済に充当される場合があることに会員及び連帯保証人はあらかじめ同意するものとします。

第 15 条（カードキャッシングの利用停止）

当社は、途上管理にかかわる審査等のため、会員に決算書、その他の資力を明らかにする書面の提出を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、カードキャッシングの利用を停止できるものとします。

第 16 条（マンスリーステートメント方式による書面交付の終了）

会員及び連帯保証人は、カードキャッシングの利用・返済に関しマンスリーステートメント方式による書面交付に同意している場合において、カード利用による支払金等当社に対する債務の履行を怠るなどの事情によりカード利用代金明細書が発行されない状態となったときは、マンスリーステートメント方式による書面交付は終了となることにあらかじめ同意するものとします。

第 17 条（届出事項の変更）

(1)会員及び連帯保証人は次のいずれかに該当した場合は、当社所定の届出書により速やかに当社に通知するものとします。
①氏名(名称)、商号、代表者、住所、事業先、連絡先、職業、事業の内容等法令に基づき当社が最新の内容を保持すべき事項、届出金融機関口座、印章等を変更したとき。
②会員及び連帯保証人の資産もしくは収入等に著しい変化が生じたとき、またはその恐れがあるとき。
③会員の議決権の総数の 4 分の 1 を超える議決権を有している者に変更があったとき。
(2)会員及び連帯保証人は、(1)の住所・氏名等の変更の通知を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、(1)の住所・氏名等の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があり、会員及び連帯保証人がこれを証明した場合は、この限りではないものとします。

第 18 条（紛失・盗難等）

(1)カードが紛失・盗難・詐取・横領等(以下単に「紛失・盗難」という)により、他人に不正利用された場合、会員は、その不正利用代金について全て支払いの責を負うものとする。
(2)会員は、カードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄りの警察署に届け出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届け出たいただく場合があります。
(3)偽造カードの使用に係るカード利用代金については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
(4)前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その不正利用代金について会員が支払いの責を負うものとします。

第 19 条（カードの再発行）

(1)カードは、原則として、再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り、再発行するものとします。
(2)悪用被害を回避する目的等で、当社が必要と認めた場合、会員はカードの差替えに協力するものとします。

第 20 条（カード郵送途中の事故に関する補償）

当社より郵送したカードが会員に直接届くまでの間に、万一、紛失・盗難等により会員以外の者に不正使用された場合、これによって生じた会員の損害については当社が負担するものとします。なお、当社からカードを発送した旨の通知を受けたにもかかわらずカードが未着の場合は、会員は、直ちに当社所定の届出書により当社に届け出るものとします。

第 21 条（脱会並びにカードの使用停止と返却）

(1)会員の都合により脱会する場合は、当社あってその旨の届出を行うものとし、直ちにカードを切断後、返却または会員の責任で破棄するものとします。カード利用による支払金等の未払債務を完済したときをもって脱会したものとします。
(2)会員及び連帯保証人が次のいずれかに該当した場合、当社は、会員に通知することなくカードの使用を停止し、または会員の資格を取り消すことができるものとします。
①入会時に虚偽の申告をした場合。
②本規約のいずれかに違反した場合。
③カード利用による支払金等当社に対する債務の履行を怠った場合。
④会員及び連帯保証人の信用状態が著しく悪化した場合や途上与信により当社所定のカード使用停止基準に会員及び連帯保証人が該当した場合。
⑤カードの利用が不適切であるまたは社会的相対性を欠く利用であると当社が判断した場合。
⑥住所変更の届出を怠る等、会員及び連帯保証人の責に帰すべき事由により会員及び連帯保証人の所在が不明となり、当社が会員及び連帯保証人への通知連絡について不能と判断した場合。
⑦連帯保証人である代表者が変更となった場合。
⑧その他、当社が会員及び連帯保証人として不適格と判断した場合。
(3)(2)に該当し、当社、または当社の委託先がカードの返却を求めたときは、会員は、直ちにカードを返却するものとします。
(4)カード回収に要した一切の費用は、会員が負担するものとします。

第 22 条（債権譲渡）

(1)会員及び連帯保証人は、当社が必要と認めた場合、当社が本規約に基づく会員に対する債権を第三者に担保に入れ、または譲渡すること、及び当社が譲渡した債権を再び譲り受けることを、あらかじめ承諾します。
(2)(1)の債権譲渡をした場合においても、譲受人は当社に集金事務を委託するものとし、譲受人から会員及び連帯保証人に対し集金事務終了を通知するまでは、会員及び連帯保証人は、当社に本規約上の債務を各条項に従い弁済するものとします。

第 23 条（規約の変更・承認）

(1) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社のホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。

①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

(2) 当社は、あらかじめ変更後の内容を当社のホームページにおいて公表する方法または通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後変更後の規約が適用されるものとします。

第 24 条 （合意管轄裁判所）

会員及び連帯保証人は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 25 条 （消費税）

本規約にかかわる諸手数料・その他について消費税が賦課される場合、または消費税率が変更される場合は、会員及び連帯保証人は、当該消費税相当額または当該増額分を負担するものとします。

第 26 条 （登記事項証明書取得等の同意）

会員及び連帯保証人は、本申込みにかかわる審査のため、または途上管理にかかわる審査のため、もしくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、会員及び連帯保証人の登記事項証明書(登記簿謄本)、住民票等を当社が取得し利用することに同意するものとします。なお、会員及び連帯保証人は、当社が登記事項証明書、住民票等の取得に際し、会員の入会申込書の写し、当社の債権の状況を証する資料、その他交付条件とされた資料を行政機関に提出することに異議ないものとします。

第 27 条 （連帯保証）

(1) 連帯保証人は、会員が本規約に基づき負担する債務について会員の保証人となり、本規約に同意のうえ、当社と連帯保証契約(以下「本連帯保証契約」という)を締結するものとします。

(2) 本連帯保証契約は、保証極度額、保証期間、その他必要な事項を定めた保証契約書を当社に差入、当社が承諾した時に成立するものとします。

(3) 本連帯保証契約の種類は根保証契約とし、会員が繰り返し借入れ及び支払いをすることにより、利用可能枠(借入元本極度額)の範囲内で、保証する元本が増額及び減額することがあるものとします。

(4) 本連帯保証契約における元本確定期日は、本連帯保証契約締結の日から 4 年 11 か月経過した日を含む月の末日とし、保証期間は、本連帯保証契約締結の日から元本確定期日までの間とします。

(5) 本連帯保証契約の保証金額は第 11 条の負担金、利用可能枠(借入元本極度額)内の元本及び利息・遅延損害金の合計額とします。ただし、保証極度額を上限とします。

(6) 当社の同意がない場合、本連帯保証契約の解除は出来ないものとします。

(7) 民法第 454 条の規定に基づき、連帯保証人は「催告の抗弁権」及び「検索の抗弁権」を有しません。

(8) 連帯保証人の連帯保証債務に関する、債務の返済方式、賠償額の予定(遅延損害金)、保証債務以外の金銭(負担金)、返済方法、返済場所、ならびに期限の利益の喪失の定めは本契約各条項が適用されます。

(9) 連帯保証人は、当社に対する連帯保証債務の支払いに要する費用(送金手数料等)を負担するものとします。

(10) 連帯保証人は、当社に対する連帯保証債務の支払いに関し、以下の費用を負担するものとします。

①支払い遅滞時に当社が金融機関に再度口座振替を依頼した場合の再振替手数料(振替手續回数 1 回につき 220 円(うち税 20 円))。②貸金業法に基づく法定書面の再発行手数料。③契約書類等に貼付する印紙代その他公租公課の支払いにあてられるべきもの。④強制執行費用、競売費用等公の機関が行う手続に関して当該機関に支払うべきもの。

(11) 連帯保証人は、当社に対する連帯保証債務の支払いに関し、以下の費用を負担するものとします。

①連帯保証人が当社の提携する金融機関等の ATM でカードキャッシングの支払金の返済をした場合における当該金融機関等に対する ATM 利用料(利用金額 10,000 円以下は 110 円(うち税 10 円)。利用金額 10,000 円超は 220 円(うち税 20 円))。

(12) 連帯保証人が連帯保証債務を弁済したときは、代位によって債権者である当社から取得した権利(求償権)は会員と当社との取引継続中は当社の要求があればその権利(求償権)または順位を当社に無償で譲渡するものとします。

第 28 条 （犯罪による収益の移転防止に関する法律の適用）

(1) 会員は、入会後、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 3 号に掲げる実質的支配者が外国の重要な公的地位にある者等である法人に新たに該当した場合、所定の届出書により当社に通知するものとします。

(2) 当社は、会員が(1)に定める者に該当し、または該当する可能性があると判断した場合、当社が指定する書面の提出、当社が指定する事項の申告等の追加確認を行うものとし、会員はこれに同意するものとします。

(3) 当社は、(2)に定める追加確認が完了するまでの間、会員に通知することなく、カードの利用を停止することができるものとします。

別表 3

以下の特約は、指定された対象カードに係る取引に対して適用されます。

【※ 1】個人情報の取扱いに係る特約

第 1 条

連帯保証人は、「反社会的勢力の排除について」「個人情報の取り扱いに関する同意約款」の規定に関し、「会員」を「連帯保証人」に読み替え、「個人情報の取り扱いに関する同意約款」の規定に関し、「本契約」を「連帯保証契約」に読み替えて、連帯保証人に対し、適用されることに同意するものとします。

第 2 条

当社は関係当事者の個人情報について、個人情報の取り扱いに関する同意約款第 2 条及び第 4 条の定めにかかわらず、以下の範囲で共同利用することがあります。なお、法人情報(法人名、代表者名、所在地、電話番号等)についても同じ範囲で共同利用することがあります。

(1) 共同利用者

当社、アイフル株式会社およびアイフル株式会社の有価証券報告書記載の子会社及び公表提携会社(※)のうち、事業者向け融資商品・保証を取扱う会社

(2) 共同利用者の利用目的

①各共同利用者の事業者向け融資商品・保証の与信判断のため

②各共同利用者の事業者向け融資商品・保証の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更及び権利行使のため

③各共同利用者の事業者向け融資商品・保証の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分及び担保差入れその他の取引のため

④各共同利用者と関係当事者との事業者向け融資商品・保証の取引及び交渉経過その他の事実に関する記録保存のため

⑤各共同利用者内部における事業者向け融資商品・保証の市場調査及び分析ならびに金融商品やサービスの研究や開発のため

(3) 共同利用するデータ項目

①本人特定に関する情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先・勤務先電話番号、家族構成、居住状況及び運転免許証等の記号番号等)

②契約内容に関する情報(契約の種類、申込日、契約日、貸付日、契約金額及び貸付・保証額等)

③返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、貸付残高、完済日及び延滞等)

④取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)

⑤与信に関する情報(収支、資産・負債、職歴及び共同利用者の与信評価情報等)

(4) データの管理について責任を有するもの(情報を取得した各共同利用者)

※「アイフル株式会社の有価証券報告書に記載されている子会社」、「提携会社」「金融商品等」及び「事業者向け融資商品・保証を取扱う会社」等は以下ホームページで公表しています。アイフル株式会社 https://aiful.jp

(2025 年 4 月 28 日現在)